

指令 衛 第10351号

一般廃棄物処理業許可証

住所 島根県松江市八幡町882番地2
氏名 アースサポート株式会社
代表取締役 尾崎 俊也 様

令和5年9月12日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年9月14日

複写無効

大田市長 楢野 弘和 印

1 許可番号	第1105号	
2 許可する期間	令和5年10月6日 から 令和7年10月5日まで	
3 事業の範囲	事業の区分	収集運搬業・処分業
	一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
	営業区域	大田市
4 事務所及び事業所の所在地	事務所	島根県松江市八幡町882番地2 電話番号 0852-37-2890
	事業所	島根県松江市八幡町882番地2 電話番号 0852-37-2890
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数(許可車両については裏面記載)	許可車両26台(裏面)	

5 許可の条件



- 1) 営業は自ら行うものとし、その全部、または一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。
- 2) 営業にあたっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- 3) 事業の用に供する施設等は、常に清潔を保持し、当該施設から廃棄物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないようにするなど周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分注意するとともに必要な措置をとること。収集運搬業にあたっては、走行中は積載物が飛散し、および流出し、並びに悪臭が漏れないように十分注意するとともに必要な措置をとること
- 4) 大田市の定めた分別基準に従い分別収集を行うこと。また、搬入先の処理施設内においては関係職員等の指示に従うこと。
- 5) 毎月10日までに前月分の業務の実績報告書を大田市へ提出すること。
- 6) 許可業者であることに自覚を持ち、環境衛生の向上に努めるとともに、大田市の施策に積極的に協力すること。
- 7) 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - ①許可証を事務所等の見やすい場所へ掲示すること。
 - ②許可証を他人に譲渡し、または貸与しないこと。
 - ③自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。
 - ④車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、または許可証を棄損、汚損、及び紛失したときは、直ちに届出すること。
 - ⑤廃業したとき、許可を取り消されたとき、または許可証の再交付を受けた後亡失した許可証を発見したときは、直ちに返納すること。

複写無効

【許可車輛】

車輛登録番号	車種	最大積載量 (kg)	備考
島根800 さ 4121	普通塵芥車	1,900kg	
島根400 せ 4358	小型脱着装置付コンテナ専用車	2,000kg	
島根100 さ 8053	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,800kg	
島根100 さ 8657	普通バン	2,000kg	
島根100 さ 7008	普通バン	2,000kg	
島根100 さ 7135	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,850kg	
島根400 ゆ 3026	小型脱着装置付コンテナ専用車	2,000kg	
島根800 は 563	普通塵芥車	5,800kg	
島根400 ゆ 3674	小型脱着装置付コンテナ専用車	2,000kg	
島根800 さ 6550	普通塵芥車	2,800kg	
島根100 さ 7635	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,850kg	
島根800 さ 7397	普通塵芥車	1,800kg	
島根800 さ 7400	普通塵芥車	2,750kg	

車輛登録番号	車種	最大積載量 (kg)	備考
島根100 さ 7792	普通バン	2,000kg	
島根400 せ 232	小型脱着装置付コンテナ専用車	2,000kg	
島根100 さ 9643	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,600kg	
島根100 さ 9644	普通脱着装置付コンテナ専用車	3,600kg	
島根800 さ 9083	普通塵芥車	2,700kg	
島根800 さ 9084	普通塵芥車	1,550kg	
島根800 さ 9109	普通塵芥車	1,800kg	
島根800 さ 9166	普通塵芥車	2,000kg	
島根800 さ 9403	普通塵芥車	2,250kg	
島根400 せ 1238	小型脱着装置付コンテナ専用車	2,000kg	
島根800 は 856	普通塵芥車	5,600kg	
島根800 さ 9757	普通塵芥車	1,650kg	
島根100 は 2447	普通脱着装置付コンテナ専用車	10,300kg	

複写無効